

通所介護等における生活相談員の資格要件

1. 生活相談員の資格要件について

通所介護、短期入所生活介護等の生活相談員の資格については、大阪府条例等により「社会福祉法第19条第1項各号に定める者(社会福祉主事任用資格者等)又は「これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者」となっている。

「これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者」については、府及び各指定権者の判断に委ねられているところである。

【解釈通知】

「これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者であって、その者の実績等から一般的に、生活相談員にあっては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

2. 「これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者」の現状と今後について

【現状】

区分	居宅サービス (通所介護、短期入所 生活介護)	介護老人福祉施設	備考
介護福祉士	○	×	H19.12.1 から



【見直し】

区分	居宅サービス	介護老人福祉施設	備考
介護福祉士	○	○	
介護支援専門員	○	○	

3. 見直しの理由について

1) 介護支援専門員を加える(居宅サービス・施設サービス)

- (1) 大半の都道府県において、介護支援専門員を生活相談員の資格要件に含めている。
- (2) 介護支援専門員の資格取得者の大半が介護現場等で5年以上の実務経験を有している。
- (3) 介護支援専門員の受験資格の一つとして、社会福祉主事任用資格取得者で、かつ相談業務又は介護業務で5年以上の実務経験を求めているなど、当該生活相談員の資格要件を上回る要件を定めている。
- (4) 介護支援専門員の受験合格者のうち、現在要件としている介護福祉士の資格を有する者が約70%を占めている。

※これらのことから、介護支援専門員は「これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者」であり、介護現場での相談業務に対応できるものである。

2) 介護福祉士を加える(施設サービス)

- (1) 大半の都道府県において、介護福祉士を生活相談員の資格要件に含めている。
- (2) 介護福祉士の資格取得者の大半が、介護現場で3年以上の実務経験を有している。
- (3) 資格取得試験科目や養成施設でのカリキュラムには、社会福祉主事任用資格習得科目が含まれている。
- (4) 居宅サービスは、平成19年12月1日から介護福祉士を認めていることから、基準の統一を図る。

5. 見直しの時期

平成27年4月1日から実施

6. 見直し後の状況

居宅サービス等の種類	生活相談員の資格
通所介護・介護予防通所介護	【社会福祉法第19条第1項関係】 社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士等
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
介護老人福祉施設	【これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者】 介護福祉士、介護支援専門員

※平成27年4月1日から新規指定事業所、既存事業所とも上記の者を生活相談員として配置可能